

※ 所有する覚醒剤原料を業務廃止等後30日以内に譲り渡すことができなかった場合は、速やかに覚醒剤監視員の立会いを求め、廃棄等の処分を行ってください。

記載例

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規定により、報告します。

令和〇〇年 ××月 〇〇日

届出日を記載します。

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号

法人の場合は登記された本社の所在地、  
名称及び代表者の氏名を記載します。

届出義務者続柄

氏名（法人にあっては、名称）

開設者の死亡等により、届出義務者の  
代理人が届出を行う場合には続  
柄を記載します。

〇〇株式会社  
代表取締役 中央 太郎

中央区保健所長

| 業 態                 | 薬 局                       |                       |
|---------------------|---------------------------|-----------------------|
| 業 務 所               | 所 在 地                     | 中央区築地〇丁目〇番〇号 中央〇〇ビル1階 |
|                     | 名 称                       | 中央〇〇薬局                |
| 品 名                 | 数 量                       |                       |
| エフピーOD錠2.5          | 〇錠                        |                       |
| 届出の事由及びその<br>事由の発生日 | 薬局の業務廃止のため<br>令和〇〇年〇〇月〇〇日 |                       |